

第 25 回 定 例 総 会 議 事 錄

期 日

令和 7 年 8 月 8 日 開会
令和 7 年 8 月 8 日 閉会

米沢市農業委員会

令和7年8月8日（金）午前9時31分 米沢市農業委員会第25回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（17名）

1番 小関善隆 委員	8番 樋渡由美 委員	14番 佐藤利夫 委員
2番 我彦正福 委員	9番 高山吉典 委員	15番 長谷部吉雄 委員
4番 佐藤政和 委員	10番 遠藤伊一 委員	16番 相田市三郎 委員
5番 宮崎雅文 委員	11番 欠 員	17番 伊藤俊浩 委員
6番 木村彰博 委員	12番 橋本政美 委員	18番 鈴木晃子 委員
7番 鈴木和義 委員	13番 古畠功一 委員	19番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（1名）

3番 山王堂民榮 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主 任	伊藤文昭
主 事	宍戸脩将

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	宮原功
農政振興主査	高世琢
主査	丸田淳
主査	瀧口圭史
主任	片山紀子
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- 報第1号 非農地証明の報告について
- 報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について

2. その他

開 会 午前9時31分

高世主査 これより第25回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を7番 鈴木和義委員のご発声にてよろしくお願ひいたします。

(唱和)

高世主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

恵みの雨といいますか、久しぶりに雨が降って大地も植物も生き生きとして、田においても水不足が解消されたということです。小国のはうはかなりひどかったようですが、小国も雨が十分に降ってよかったです。話をしておりました。今、九州でかなり雨が降っていますが、しとしと降り、じんわり染み込むような雨でなくて、災害の起きるような強い雨、一気に1か月分がまとめて降って、そして洪水が起きるという雨の降り方のようです。干ばつになったかと思えば、今度は急に洪水ということで、温暖化が影響して、このような気候になったのかなと思っております。

石破首相が米の増産に転じるということで、7年度の方針を打ち出しました。今まで減反政策の中で作付をしてきたわけですが、とにかく米を作れと。ですが、米価の急な暴落があるのではないか、あるいは、作れと言われても復田できないような田がいっぱいあり、ただ作れでは農家の方はかなり不安があると。まして高齢化が進み、これ以上増やして作れと言われても到底できないという人がたくさんいる。そういう状況で、増産の政策にしたから作れと簡単に言われても、なかなかできないということで、いろいろ戸惑いもあると思います。

今まで5年水張とか畠地化ということをやって、そして途中でそれを変更してみたりと、長期的に安心して営農できるような政策をなかなかしてこなかったという結果ではないかなと思ったところであります。このことについては、置賜地方農業委員会連絡協議会の会長会が昨日あったわけでありますけども、その中でも、農業委員会として農政について発信していかなきやならないという確認をして、山形県農業会議においてもそれぞれの農業委員会に対して、農政についての意見を出して集約して上につなげていく活動をするという意向でありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございます。

高世主査 ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進

行をお願いいたします。

議長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は17名で、欠席通告は、3番 山王堂委員であります。

遅刻についてはございません。よって、本日開催の米沢市農業委員会第25回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、15番 長谷部吉雄委員、16番 相田市三郎委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

高世主査

(挙手)

議長

高世主査。

高世主査

議案の訂正をお願いいたします。

議案書3ページ、報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、の受理番号10号について、合意解約を解除する届出がありましたので、削除してくださいますようお願いいたします。

次に、議案書5ページ、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、の受理番号33号について、8月6日付で取下げとなりましたので、削除してくださいますようお願いいたします。

議長

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号16号から19号の計4件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田5筆 671.38m²、畑1筆 175.00m²、合計6筆 846.38m²です。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和59年頃より建物敷地として利用しているものです。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から農業用施設への転用です。利用状況は、昭和57年頃より農作業小屋の敷地として利用しているものです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、昭和60年頃から耕作していないものです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、昭和49年頃から耕作していないものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて。農地法第3条の規定による許可の取消しが下記のとおりありましたので、ご報告いたします。

令和7年6月開催の第23回定例総会で許可となりました、許可年月日令和7年6月18日、受理番号26号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。取消しの理由につきましては、譲受人の事情で農地として活用する予定がなくなったので、許可を取り消したいとの申出です。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

次に、報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

合意解約を無効にして元の賃貸借契約をそのままに継続したいとの理由で、合意解除となりました受理番号10号を除く、受理番号11号から13号の計3件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

申請のありました筆数及び地積は、田4筆 8, 032. 00m²、畑4筆 2, 530. 00m²、合計8筆 10, 562. 00m²です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 渡人 ○○○○ 相続人代表 △△△△、受人 ○○○○ 相続人代表 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に審議を求めます。

取下げとなりました受理番号33号を除く、受理番号34号から38号の計5件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 5, 369. 00m²、畑9筆 3, 324. 00m²、合計13筆 8, 693. 00m²です。

受理番号34号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号35号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号36号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

- 議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
それでは、受理番号34号から38号を上程いたします。
- 14番 (佐藤利夫委員 挙手)
- 議長 14番 佐藤委員。
- 14番 14番 佐藤です。受理番号34号につきまして、調査結果を説明します。
7月28日に、受人の○○○○さんに電話をして確認したところ、今回の報第3号受理番号11号にあるように、△△△△さんという方がお父さんなんですけれども、高齢によって息子さんに委譲するということで、今までどおりの契約内容で賃貸借を結んだようです。これに関して問題ないと思われますので、ご協議をよろしくお願ひします。
- 以上です。
- 議長 続いて、35号。
- 16番 (相田市三郎委員 挙手)
- 議長 相田委員。
- 16番 16番の相田です。議第1号、受理番号35号について調査結果を報告します。所在、地番、地目は記載のとおりです。申請地は、鬼面川沿いを通っているフルーツロードの約中間のところで、堤防沿いのところにあります。渡人で兵庫県神戸市在住の○○○○さんが、相続した農地であります。7月に○○○○さんから私に電話があり、この農地についていろいろと相談を受けました。あの辺は原野化しており、現状の様子をお話しして理解していただきました。売りたいということでしたが、近くの人でなかなか買い手がいませんでした。受人の△△△△さんはこの農地の隣地の人で、買っていただけるよう私からお願ひした案件であります。現在、遊休農地で荒れていますが、△△さんが今後管理をして畠に戻したいと言ってくれましたので、私は問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 続いて、36号。
- 17番 (伊藤俊浩委員 挙手)
- 議長 伊藤委員。
- 17番 17番 伊藤です。所在については議案書記載のとおりです。○○さん、△△さんの登記について説明します。先代の口約束により、△△さんの農地に○○さんがサクランボを植えられてから約20年が経過しております。この度、△△さんからの申し出で、この口約束を正式な売買として整理することになりました。○○さんのサクランボ園は、継続して栽培されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 続いて、37号。
- 10番 (遠藤伊一委員 挙手)

- 議長 遠藤委員。
- 10番 10番 遠藤です。私から37号の調査結果を報告します。農地を売買する案件です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は、8月1日に受人の△△△△さんに電話し話を伺い確認させていただきました。申請地については、上郷地内の中島モータースの東側に梓川という大きな川があり、その近辺にある畑です。渡人の○○○○さんは、仙台市にお住まい、今後米沢市には戻ってこないということで、住宅地、そして近辺の農地も全て△△△△さんに売買をお願いしたいという案件であります。問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 続いて、38号。
- 9番 (高山吉典委員 挙手)
- 議長 高山委員。
- 9番 山王堂委員が欠席のため、代わって報告いたします。
- 受理番号38号です。所在、地番等は記載のとおりです。お互いに話を聞いた上で、問題ないとのことでした。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 それでは、ただいまの受理番号34号から38号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号34号から38号について、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。
- 議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。
- 受理番号15号から16号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 508.00m²です。
- 受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果についての報告をお願いします。

それでは、受理番号15号から16号を上程いたします。

17番 (伊藤俊浩委員 挙手)

議長 17番 伊藤委員。

17番 所在については議案書記載のとおりであります。母親の土地を譲り受けて、娘さんが住宅を建設するという案件であります。周りは住宅街であり、事前着工もありませんでしたので、許可相当ではないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、16号。

5番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 宮崎委員。

5番 5番 宮崎です。16号に関しまして調査結果を報告します。所在地は通町2丁目の場所で、申請位置図をご覧いただければと思います。松川小学校の南側の土地です。渡人○○さんと受人△△さんは親子関係であり、受人の△△さんご夫婦が隣接する併用地を使って新築住宅を建設したいという内容となっています。7月30日に現地確認を行い、内容を直接ご本人と電話にて確認しまして、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号15号から16号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号15号から16号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

5番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 5番 宮崎委員。

5番 私に關係する案件がございますので、一時退席させていただきます。

(宮崎雅文委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号 14 号を上程いたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号 14 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 5 筆 19, 273.00 m²、合計も同様です。

受理番号 14 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、ただいまの受理番号 14 号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、の受理番号 14 号は議案書のとおり決定いたしました。

(宮崎雅文委員 入室)

議 長

それでは、先の 1 件を除く受理番号 1 号から 23 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号 14 号を除く 1 号から 23 号の計 22 件です。内訳は貸借権の設定が 17 件、耕作者の変更が 5 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 82 筆 178, 084.00 m²、畑 2 筆 376.00 m²、合計 84 筆 178, 460.00 m²です。

受理番号20号 旧貸人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号21号 旧貸人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号22号 旧貸人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号23号 旧貸人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の1件を除く受理番号1号から23号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、先の1件を除く受理番号1号から23号は議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題いたします。

宮原補佐 (挙手)

議長 宮原補佐。

宮原補佐 議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更については、本日、提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当職員がご説明を申し上げます。

伊藤主任 (挙手)

議長 伊藤主任。

伊藤主任 議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

それでは、受理番号1号の申請について説明いたします。個人の○○氏からの除外要望申請であります。住宅建設に伴う農用地区域からの除外申請です。

本件については、令和7年3月の調整会議において一度審議をいただいている案件となります。申請地が令和7年3月に策定しました地域計画の目標地図に位置づけられる予定となっていたため、地域計画の変更のめどが立った段階で改めて審議することとなっていました。

地域計画について概要をご説明させていただきますと、これまで、地域農業の在り方をお示しした「人・農地プラン」がございましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」という名称に変更されまして、今後10年間の目指すべき地域の農地利用の姿を策定し、地図上で示した目標地図の作成を義務づける形になっております。農振除外の手続に先立ちまして、地域計画の申出の変更が必要となったため、このような形になりました。

申請地は、大字川井の1筆となります。現況地目は田で、除外要望面積は663.73m²です。申請地は都市計画区域内無指定区域で、周辺地域の農業関連事業としまして、米沢1地区県営農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業基幹水利施設保全型）が平成30年度から令和8年度で施行中となっております。当事業は現在施行中であるため、事業完了後の8年末計画には該当しません。また、申請地の面積が受益面積の5%を超えないため、土地改良事業の計画変更にも該当せず、今回の除外については制限がないことを置賜総合支庁農村整備課へ確認済みです。

申請地は、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図に位置づけられているため、地域計画の変更が必要となります。現在手続を行っており、8月中旬に変更手続が完了する見込みとなっております。

要望者は、当該要望地で住宅建設を計画しています。子育てのしやすい環境を求め、検討しましたが、他の候補地は土地所有者からの了承が得られなかつたことや、希望する面積より小さく、かつ、子供にとって危険な水路等があるなどの理由から、当該要望地の除外申請に至っております。周辺の土地所有者には事前に説明を行い、同意を得ています。

隣接地には本市の担い手が耕作する農地がありますが、事前に説明を行い、同意を得ています。また、当事業では約0.5mの盛土を行う予定ですが、植生によるのり面の保護を行う被害防除の計画があります。

以上のことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農地利用の集積に支障がないこと、周辺農業用施設への影響がないことなどの除外要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

では、続きまして受理番号2号の申請について説明させていただきます。

○○○○からの除外要望申請となります。駐車場の増設に伴う農用地区域からの除外申請です。

申請地は、大字長手の2筆になります。現況地目は畠と原野で、除外要望面積は654.00m²です。申請地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業の投資はありません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図に位置づけられていないため、地域計画の変更は不

要となっております。

要望者は、建設業を営む者であり、当該要望地で駐車場の増設を計画しています。要望者は、当該要望地の隣接地を社員用・会社用の駐車場として使用しているため、当該要望地の除外申請に至っております。駐車場の増設であるため、要望地以外では代替できないものと考えております。周辺の土地所有者には事前に説明を行い、同意を得ています。

隣接地には本市の扱い手が耕作する農地はなく、また、当事業では約0.3mの盛土を行う予定ですが、土留めによりのり面の保護を行う被害防除計画があります。

以上のことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことなどの除外要件を満たしていると考えております。ご審議をよろしくお願ひします。

続きまして、受理番号3号の申請について説明をさせていただきます。

○○○○からの除外要望申請で、建壳分譲に伴う農用地区域からの除外申請となります。

申請地は、塩井町塩野の4筆となります。現況地目は田で、除外要望面積は1,892.32m²です。申請地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業の投資はありません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図に位置づけられていないため、地域計画の変更は不要です。

要望者は、建設業及び不動産業を営む者であり、当該要望地で建壳分譲を計画しています。当該要望地の近くには学校や商業施設があり、交通の便もよいため、当該要望地の除外申請に至っております。他の候補地は土地所有からの了承が得られなかつたため、要望地以外では代替できないものと考えております。周辺の土地所有者には事前に説明を行い、同意を得ております。

隣接地には本市の扱い手が耕作する農地がありますが、事前の同意を得ています。また、当事業では約1.0mの盛土を行う予定ですが、重力式の擁壁を設置する被害防除計画があります。

以上のことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業用施設への影響がないことなどの除外要件を満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

最後に、受理番号4号の申請について説明させていただきます。

○○○○からの除外要望申請で、駐車場及び資材置場の拡張に伴う農用地区域からの除外申請となります。

申請地は、大字芳泉町の2筆となります。現況地目は畑で、除外要望面積は1,428.64m²です。申請地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地

域の農業関連事業の投資はありません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図に位置づけられていないため、地域計画の変更は不要となっております。

要望者は、建設業を営む者であり、当該要望地で駐車場及び資材置場の拡張を計画しています。要望者は、当該要望地の隣接地を駐車場及び資材置場として使用しているため、当該要望地の除外申請に至っております。駐車場及び資材置場の拡張であるため、要望地以外では代替できないものと考えております。周辺土地所有者には事前に説明を行い、同意を得ています。

隣接地には本市の担い手が耕作する農地がありますが、事前に説明を行い、同意を得ています。また、当事業では整地を行いますが、盛土を行う予定はありません。

以上のことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農地利用の集積に支障がないこと、周辺農業用施設への影響がないことなどの除外要件を満たしていると考えております。

以上4件、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

7番 (鈴木和義委員 挙手)

議長 7番 鈴木委員。

7番 鈴木です。受理番号1号について報告します。おととしまでは転作としてデントコーンを栽培されていましたが、本年度より水田作付されています。隣接する7戸の住宅ありますが、30年ほど前にここも水田だったところでした。今回このような宅地ということで除外申請になるわけすけれども、何も問題ないと思ないので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、2号。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 10番 遠藤委員。

10番 遠藤です。2号について報告します。ただいま説明いただきましたとおり、内容的にはそのとおりで要件を満たしているわけですので問題ないと思いますが、場所については大字長手谷ノ口というところで、海上坂を上るうちの左側に、○○○○があります。その従業員の駐車場の造成ということで申請があった場所で、事前着工もありませんので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、3号。

16番 (相田市三郎委員 挙手)

議長 16番 相田委員。

1 6 番

16番の相田です。受理番号3号の現地確認について報告します。7月に現地確認をしてきましたが、この場所は地図のNo.3にあるとおり、ヨークベニマルの通りの西に約200メートルくらい行ったところの丁字路の角に当たります。現在、水稻を作付されており、周辺農地への影響はないと確認しましたが、この場所は高架道の下でありまして両方が一方通行であり、また歩道などがあり、住宅地としては大変進入路が難しいなど感じてきました。農地には影響ないと思いますが、ここに住宅ができるということは、除雪やいろいろそういう問題が、後から出てこないといいなと感じてきたところであります。

以上です。

議 長

続いて、4号。

9 番

(高山吉典委員 挙手)

議 長

9番 高山委員。

9 番

9番 高山です。山王堂委員が欠席のため、代わって報告いたします。今回の農地の東側に○○○○の駐車場、資材置場がありまして、拡張したいとのことです。周りの農地には何も影響はないと思われます。事前着工もなく、問題ないと思われます。

議 長

ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から4号について意見なしとして異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から4号について意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様から何かご発言等ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第25回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時13分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年8月8日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

長谷部 吉雄

議事録署名委員

相田 市三郎